

農業委員会日常業務のQ & A (ver.1)

～ 農業委員会事務局における日常業務推進上の課題・問題点に対する具体的な取り組み事例～

全国農業委員会職員協議会
平成18年10月

～ 目 次 ～

農地関連業務関係

農地法等の法令業務の執行について.....	1
遊休農地対策について.....	2
農地利用集積対策について.....	4
その他.....	5

担い手関係

認定農業者の育成・確保、法人化について.....	5
品目横断的経営安定対策の推進について.....	6

農業委員会の運営等

総会の運営について.....	6
農業委員選挙関係について.....	7
農業委員活動の活性化について.....	7
農地基本台帳の整備について.....	8

農地関連業務関係（ 農地法等の法令業務の執行について）

001

【課題・問題点】

農地法3条第2項第8号に規定される「通作距離」について、法令上具体的な基準がなく判断に困っています。
具体的にどのような基準を設けていますか。

【具体的な対応方法】

車で1時間程度以内。

車で2時間程度以内。

距離で15km、時間で30分。

距離で30km、時間で1時間。

県内であれば、道路網の整備が発達しているので通作可能としている。

隣接市町村を許可対象とし、隣接市町村を越える場合には、申請人の営農状況から判断している。

耕作者や作物によっては遠距離通作も可能な場合もあることから、担当農業委員2名による聞き取り調査により申請者の状況を把握し、総会で決定している。

002

【課題・問題点】

出作・入作の情報について、隣接する農業委員会との情報交換のとりきめ等について教えてください。

【具体的な対応方法】

特にとりきめはないが・・・。

事例の発生と同時に電話・FAXにて報告を取り合っている。

許可書・耕作証明書の写しを送付している。

地域の農業委員会連絡協議会で定期的に情報交換を図っている。

権利移動通知書を送付している。

農業委員会事務局担当者会議等にて、情報交換を行っている。

県職協で取り決めており・・・

案件があれば「農地等権利移動連絡票」により、関係市町村農業委員会と情報交換を行っている。

「市町村外農地台帳整備に関する事務処理要領」に基づき、出入作通知を送付している。

農地関連業務関係（遊休農地対策について）

003

【課題・問題点】

不在村の遊休農地所有者に対する具体的な対策を教えてください。

【具体的な対応方法】

不在村の遊休農地所有者に対して、担い手農地情報活用事業を活用し、所有農地の今後の管理等について調査を行い、賃借または売買を希望された所有者についてはインターネット等により情報を公開している。

近辺での聞き取り調査および所有者の戸籍等から関係権利者を確認し、電話または文書にて当該農地の意向等について確認している。

文書・電話等により、草刈等のお願いをしている。

担い手バンクの紹介、農作業受委託等の紹介文書を同封し、文書にて適切な管理を促している。

親類縁者を介して、農地への復旧および賃貸借の設定を行うようお願いしている。

整備田であれば、土地改良区からの情報をもとに連絡をとり、協議している。

雑草の繁茂等の苦情がある場合には、農政担当課から住所地の農政担当課へ依頼して指導願っている。

004

【課題・問題点】

中山間地域などの条件不利地における遊休農地解消対策について教えてください。

【具体的な対応方法】

放牧による解消対策の実施。

高冷地野菜・花などの品質の充実を図ったブランドを立ち上げている（りんどう）。

荒廃防止のため、緑竹や梅等の植栽を奨励している。

県単事業を活用し、梅・柿・タラの芽の苗木を植栽した。

中山間地直接支払い制度の活用。

集落営農組織での耕作の推進。

市民農園の運営

005

【課題・問題点】

指導を行っても、なお解消に取りかからない（指導に従わない）遊休農地所有者への対応について教えてください。

【具体的な対応方法】

現地の写真を付けて原形復旧するように文書通知。

解消期限を入れた文書で指導している。

特に優良農地であれば（農業振興地域）関係機関と連携を図り、行政指導をしている。

農業委員による草払い実施の申し入れ。

各種証明書を6ヶ月間発行しない。

地権者へ趣旨の理解を求める（農業委員だけでなく、地元の人との協力を得る）。

管理している人、もしくは親戚に電話等にて指導。

所有者に対し、農業委員会総会に出席してもらい事情聴取を行う。

地区担当委員による戸別訪問による指導。それでも改善されない場合は、税務担当課が宅地並み課税を行う。

006

【課題・問題点】

相続登記が未完了の農地が遊休化している場合、どのような対策を行っていますか。

【具体的な対応方法】

相続登記完了まで、家族または親族に対し、農地の保全管理（除草等）を依頼する。

固定資産税の納税義務者（現所有者）に草刈り等をお願いしている。

住民基本台帳や戸籍により相続人を調査し、対応できる人を探し指導する。

発見したら総務課に連絡し、課税相談のうえで解消を図ってもらっている。

相続人に連絡をする（地域の農業委員が相続人を知っている）。

農地関連業務関係（農地利用集積対策について）

007

【課題・問題点】

散在している農地を団地化した事例がありましたら教えてください。

【具体的な対応方法】

担い手育成基盤整備事業実施に伴い、営農改善組合を組織し、営農改善組合農地利用規定に基づき農地保有合理化法人を介し、ブロックごとの集団作付の団地化を実施している。

複数集落による農地利用改善団体の設立を通じて、担い手農家への団地化を図った。

法人化した集落営農組織が中心となり、地域に入っている担い手との調整後、集落内農地を団地化し、効率的な営農を進めた。

県営ほ場整備を実施し、農地を集約大型化し担い手へ集積。

交換分合事業（土地改良事業）の実施による農地の団地化。

008

【課題・問題点】

市町村を越えた農地流動化に対応するため、農業委員会間の広域連携ネットワークを組織している事例がありましたら、具体的な取り組みを教えてください。

【具体的な対応方法】

連絡協議会を組織し、定期的に情報交換を図っている。

定期的に意見交換や農業委員の研修会等を実施している。

農業委員会職員協議会を設置し、意見交換や交流会等を実施している。

農地関連業務関係（その他）

009

【課題・問題点】

違反転用・不法投棄対策における具体的な取り組みについて教えてください。

【具体的な対応方法】

無断転用者から農地への復元計画を期限を定めて提出を求める。

農業委員が担当地区を調査し、調査後、運営委員（会長、農地部 会長など計6名）が農地への復元計画書等の提出を求めるなどの是正指導を実施。

不法投機に対しては、農地パトロールに加え、市発行の広報誌やケーブルテレビによる呼びかけを実施。

毎年立て看板を作成し、各地域の農業者に配布し、不法投棄防止に努めている。

農地違反転用防止月間を設定し、パトロールを実施。

都市計画課、建設課と合同で違反転用防止パトロールを実施。

無断転用については県と町で現地調査を実施。造成中の工事はストップさせ、計画書の提出を求める。

違反転用対策委員会を設置。

農業委員会だより、パンフレット、ポスター等による周知・啓蒙活動および相談活動を実施。

担い手関係（認定農業者の育成・確保、法人化について）

010

【課題・問題点】

認定農業者の再認定を推進するために、どのような取り組みを行っているか教えてください。

【具体的な対応方法】

更新期限が迫っている旨の案内文書を送付している。

毎週木曜日を認定申請相談曜日として設定している。

市町村・JA・普及所と共同で戸別訪問を実施し、再認定に向けた要望等を確認する。

経営安定対策の実施等を踏まえ、農業委員を通じて認定を得ることのメリットをPRする。

認定農業者との懇談会を定期的実施している。

認定要件（年間農業所得目標、年間労働時間）の緩和。

視察研修の開催や、農業委員・農業後継者との懇談会を開催し、認定農業者としての自覚・メリットを確認させて再認定に結びつけている。

担い手関係（品目横断的経営安定対策の推進について）

011

【課題・問題点】

認定農業者と集落営農組織との農地利用調整をどのように行っていますか。

【具体的な対応方法】

集落営農組織を計画している場合は、認定農業者と集落営農組織の代表者数名と話し合い、農地の取り合い、競合が発生しないよう十分理解した上で実施するようにしている。

座談会を開催し、貸しはがしが生じないように指導している。

座談会でその地区の特性や方向性を把握し、その上で認定農業者型か、集落営農型かを決めて利用調整を行っている。

農業委員会の運営等（総会の運営について）

012

【課題・問題点】

総会において、どのような内容（法令業務以外）の議案を取り上げていますか。

【具体的な対応方法】

建議・要望に関する事項

諮問についての審議

遊休農地・違反転用対策について

水田農業ビジョンおよび産地づくり計画書

認定農業者・青年農業者・女性経営アドバイザー・指導農業者などの認定に関する意見聴取

中山間地域での農業振興方策

各種要望書の提出について

鳥獣害対策

総会終了後、各種研修・協議を実施（品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策、その他農業全般に関する事項）

農業委員会の運営等（ 農業委員選挙関係について）

013

【課題・問題点】

選挙人名簿登載申請書の配布・回収方法はどのようにされていますか。

【具体的な対応方法】

郵便による配布（調査票・返信用同封）・回収

農業委員および職員による配布（回収は郵送）

区長による配布・回収

公民館長による配布・回収

農事組合長による配布・回収

総務課（選挙管理委員会）にて広報誌と一緒に配布

農業委員会だよりと一緒に配布し、回収は持参、郵送もしくは支所・出張所、サービスセンターに提出

配布は選挙管理委員会、回収は農業委員会

行政協力員による配布・回収

農業委員協力員による配布・回収

市が依頼した申請指導調査員が個別に申請書を持って訪問し、記入後回収

農協と事務委託契約を結び、配布・回収

農業委員会の運営等（ 農業委員活動の活性化について）

014

【課題・問題点】

農業委員会事務局として、農業委員の活動を推進するためどのような取り組みをされていますか。

【具体的な対応方法】

地区協議会を定期的開催している。

農業委員と市町（農林部長）との意見交換会を実施。

ホームページを作成し、市民へ情報提供している。

業務分担基準を作成している。

遊休農地対策、担い手状況、農業政策方針等の説明会など、農業全般に関することの勉強会を開催している。

総会終了後に、各種研修を実施している。

活動記録ノートの提出を義務付け、総会で活動状況を報告してもらっている。

各種パンフレット・書籍の配布による知識向上。

年間活動計画目標の制定と活動役割分担表の作成。

農業委員会主催の事業を実施するなど、農業委員が活動する機会を作っている。

地域の祭り・イベント等への参加。

専門委員会（特別委員会・企画委員会・編集委員会・違反転用対策委員会・食育推進委員会など）の設置。

先進地視察

農業委員会の運営等（農地基本台帳の整備について）

015

【課題・問題点】

農地基本台帳の整備（特に世帯員及び就業状況・営農状況・経営意向の把握）はどのようにされていますか。

【具体的な対応方法】

各種、許可・証明等の際に確認・修正

住民基本台帳・固定資産税課税台帳との突合にて更新

戸別訪問による調査・更新

選挙人登載の登載申請時に調査・更新

郵送によるアンケート調査の実施

農業委員による報告

8月1日調査（小作地所有状況一斉調査）の補足調査で確認